

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第１回）議事録

■日時 令和４年４月２２日（金）午後３時３０分～午後４時１９分

■場所 ＷＥＢによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、廣江委員、
水本委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

１ 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

東京都市計画道路都市高速道路第１号線（新京橋連結路）建設事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について審議を行い、大気汚染・騒音・振動共通、地盤・水循環共通及び廃棄物の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

２ 環境影響評価書案に係る総括審議

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 1 回）

速 記 録

令和 4 年 4 月 22 日（金）

Web によるオンライン会議

(午後 3 時 30 分開会)

○下間アセスメント担当課長 皆様、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響審議会第二部会を開催いたします。本日は、御出席をいただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 11 名の御出席をいただいております。

これより、令和 4 年度第 1 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は、傍聴の申し出がございます。

それでは、宮越部会長、よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。皆様、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○下間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議、その他の事項となります。

○宮越部会長 それでは、次第 1 の「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から資料の説明をいたします。

資料 1-1 を御覧ください。

1. 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の 8 項目です。

選定した評価項目について意見がございます。後ほど御説明いたします。

2. 選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地形・地質、生物・

生態系、日影、電波障害、風環境、温室効果ガスの9項目です。これについての意見はありませんでした。

3. 都民の意見書及び周知地域区長の意見は、別紙のとおりとなります。

次のページにお移りください。

1. 意見書等の件数は、都民からの意見書は2件、周知地域区長からの意見は、中央区長及び千代田区長の意見が2件、合計4件でございました。

2. 都民からの主な意見です。要約して御説明いたします。

(1) 環境一般。歴史的環境側面。計画地周辺は、当時を偲ぶ街風景が保全されていないが、街の区割りは面的に残されているため、現状に手を付けずに残していただきたいとの意見です。

地理的環境側面。隅田川から新富町に至る地域は海拔2～3mであり、満潮時や大潮時には、上昇した水位が地下土壤に流入している。水害防止の観点から新富地区の立退き掘削は不適と思われるとの意見です。

設備立地的環境側面について。新富町当該地区を立ち退かせた跡地には道路関連設備等が設置される予定になっている。静謐な生活空間の場にこれら施設を混在させることは生活環境上ふさわしくない。区民の生活環境をこのまま維持することを希望するとの意見です。

コスト的環境側面について。新富町の首都高1号線外回り沿いの住居商業ビル・家屋の立退きについては、莫大な税予算を要する。本線は2車線でありながら、新富町付近で5車線相当の幅員を求めようとする現在の素案を再考し、住環境の現状維持をお願いしたいとの意見です。

次に項目ですが、

(2) 大気汚染。自動車の排気ガスは、窒素酸化物や硫黄酸化物などもあり、これらも評価項目として入れることを求める意見です。

(3) 温室効果ガス。温室効果ガスをきちんと評価項目に位置付けることを求める。本工事によって、温室効果ガスが多量に発生する。工事車両による発生、建設機械による発生をそれぞれ、分析をお願いするとの意見です。

次に3. 周知地域区長からの意見です。要約して説明いたします。

中央区長から、環境影響評価の項目に係る意見として、

(1) 騒音・振動に関して。鍛冶橋通りは道路交通騒音において昼夜ともに環境基準を満たしているが、工事用車両が増えることで環境基準を超えないよう徹底すること。跨道橋架け替

え付近において、既設構造物撤去作業時の振動レベルの予測を行い、調査地点への追加を検討すること。

都市計画の変更素案の説明で示された排水設備等の道路管理施設についても、騒音・振動が懸念されるため、環境影響評価調査において考慮すること。当該事業の実施が影響を及ぼすと予想される地域に、認可保育所等があるため、騒音を最小限に抑える対策をとることへの意見がございました。

(2)地盤、史跡・文化財共通に関して。計画道路周辺に中央区民文化登録の「京橋の親柱」があり、シールド工法による振動や土地陥没等が発生した際、文化財への影響が出るおそれがあるため、万全を期した計画とすることとの意見がございました。

(3)水質汚濁、土壌汚染共通に関して。水質汚濁及び土壌汚染についても綿密な計画調査を行い、必要であれば適切な措置を講じることとの意見がございました。

(4)温室効果ガスに関して。ゼロカーボンシティ中央区宣言を行ったところであるが、当該事業は工事期間が長く、工事用車両の走行等、多量の温室効果ガスの排出が予想されるため、工事の施行中において温室効果ガスを評価項目から選定することとの意見がございました。

最後に、(5)その他（施工計画等）に関して。工事用車両の搬出入ルートや跨道橋等区管理施設の施工、不必要なアイドリング防止等交通安全について、施設名の誤りについて、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じる等、地区計画やまちづくりガイドライン、条例等に適合する計画とすることについて、苦情等に対して速やかな対応をとることについて、それぞれ意見がございました。

次に、千代田区長から環境影響評価の項目に係る意見として、

(1)大気汚染に関して。工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため、最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたいとの意見がありました。

(2)騒音・振動に関して。工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞及び沿道への騒音の防止に努められたいとの意見がございました。

(3)日影、(4)電波障害、(5)風環境、(6)景観に関しては、意見なしとのことでした。それでは、前のページへお戻りください。

選定した環境影響評価の項目について、委員から意見がございました。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画道路周辺では、本計画を含め複数の市街地再開発事業が進められており、将来の周辺交通量が現在に比べ相当程度増加すると考えられることから、関連する車両の道路沿道への影響については、可能な限り周辺開発による交通量変化を勘案し、予測・評価すること。

【地盤、水循環 共通】

計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中している。また、防災用の井戸も存在していることから、計画されている現地調査に加え、既往の地質柱状図などを含めた十分な調査を行い、工事の施行中及び工事の完了後の影響について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間約1.1kmのうち約0.8kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の内容に加え、類似事例を参考として、発生量及び再資源化等について詳細な予測・評価を行うこと。

資料の説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございました。

それでは、「選定した環境影響評価の項目」において、「大気汚染」、「騒音・振動」、「地盤」、「水循環」、「廃棄物」について意見がありました。

項目を御担当されております委員の皆様から補足の説明などをお願いします。この資料1-1の順番でお伺いさせていただきたいと思います。

それでは、「大気汚染」御担当の日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 ただいまの意見どおり、計画道路周辺では、東京駅の八重洲口周辺や日本橋地区周辺の整備事業など、複数の市街地再開発事業が計画されています。

複数の事業が同時に行われるということで、本件の工事中には、周辺環境に伴う工事車両ほかの影響も加わることが懸念されます。

したがって、関連車両の予測と評価におきましては、ほかの事業も含めた周辺開発による交通量を十分に勘案した、将来の交通量の算定を求める必要があると思います。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、「騒音・振動」に関しまして、御担当の廣江委員、いかがでしょうか。

○廣江委員 ありがとうございます。ここに書いてあるとおり、前回、周辺の交通量について十分勘案していただきたいと申し上げたことが反映されていますので、特にコメントはあ

りません。

○宮越部会長 ありがとうございます。

その次に、「地盤、水循環」に関してですが、これは私が担当しております。

案のとおり、計画道路の周辺には、地上、地下に多数の建築物や、地下鉄を含めた、公共性の高い施設、あと、複数の防災井戸もあることから、シールド工法を含めた掘削工事に際しては、記載の地点に加えて、地質柱状図などの既往の情報も付加するなど、地盤や地下水の状況に関して、より一層十分な調査の実施と、それを反映した予測の評価をお願いするものです。

では次に、「廃棄物」に関しまして、御担当の池本委員、いかがでしょうか。

○池本委員 「廃棄物」に関しましては、今回、シールド工法を用いるということで、羽田空港アクセス線でもあったのですが、地域特性としては羽田空港線と違うのは、ご存じのとおり市街地における工事ということで、場所がない中での工事ということになります。

そういった事業特性と地域特性を勘案しますと、シールド工法の時期とか、立坑の時期とか、そういったところを明確にすることで、いわゆる“静脈物流”の円滑化のような観点に配慮していくことが重要だと考えています。

特に、災害廃棄物とかでもそうですが、そういう廃棄物の物流の円滑化ということを考えたときに、ストックヤードであるとか仮置き場は、非常に重要なのですが、今回、そういったことが十分確保できないような工事になりますので、工事の進捗に応じた適切な廃棄物資源化の管理というのが重要と考えています。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいま御担当の各委員から御説明いただきましたが、皆様からご意見等はございますでしょうか。

御発言になる際には、最初にお名前をお願いいたします。

いかがでしょうか。

水元委員、お願いいたします。

○水本委員 こちらのペーパーに載せてなかったのですが、「史跡・文化財」のところは、千代田区、中央区、港区という3区に跨ってしまっていて、特にいくつか、中央区では遺跡がかなり見つっていますが、千代田区の遺跡の中で、「江戸城外堀」関連のところに、ちょっとかかっているのではないかと思います。

こちらについては、例えば、千代田区との御相談などはどんな形になっているかというの

は、お分かりになりますでしょうか。

○宮越部会長 事務局、いかがでしょうか。

○水本委員 これは現状変更を伴うということで、国指定史跡の絡みで、普段の埋蔵文化財というところより少し厳しい規制があることが考えられまして、そのあたりかなり調整が必要になってくる場所があるかなと思っています。

鍛冶橋の辺りが特に懸案があるのですが、何か情報が入ってきていますでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 事務局からですが、きょうは事業者が参加する回ではないので。

○水本委員 文化財のフォーマットが大体あればいいんですが。このあたりは今後注意ということで、承知しました。

○下間アセスメント担当課長 ただ、水本委員の意見は大事な観点かと思いますので、この調査計画書が終わったあとの評価書案を事業者が出す段階になったときに、提出前に、水本委員からいただいた御指摘については、事務局から事業者にお伝えいたします。

○水本委員 わかりました。

その現状変更が許可されない可能性とかも、国指定の場合はいろいろありますので、ぜひ共有化してほしいと思います。ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ほかのご意見等はございますでしょうか。

保高委員、お願いいたします。

○保高委員 ありがとうございます。

土壌汚染に関しては、対象項目ではないのですが、水本委員が今おっしゃったとおり、この辺りは自然由来の砒素が出てくるので、シールド工事をしたときに出てくる土砂に砒素が入る可能性があるんです。

外環工事ではそれが大問題になっていたりしますので、事業者の方に、「自然由来の砒素等の管理に関してはお気をつけください」と、廃棄物の中の話で結構ですので、そういうふうにお伝えいただければと思います。

○宮越部会長 事務局、いかがでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 分かりました。評価書案の作成前にお伝えいたします。

○宮越部会長 お願いいたします。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、引き続き総括審議を行います。事務局から御説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から説明いたします。資料 1-2 を御覧ください。

「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）でございます。

第 1 審議経過

本審議会では、令和 4 年 2 月 17 日に「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については次のページに部会の審議事項としてまとめております。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】、【地盤、水循環 共通】、【廃棄物】の意見となります。

先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

第 3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、ただいまの説明について御意見等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特に御意見がないようですので、ただいま御説明いただいた内容で、次回の総会に報告いたします。ありがとうございました。

○宮越部会長 それでは、続きまして、次第 2 の「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発

事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料の2-1を御覧ください。

資料2-1は過去2回の部会による審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘質問事項等を環境影響評価項目ごとに、「大気汚染」、「騒音・振動」、「風環境」、「景観」、「史跡・文化財」、「その他」の順序で取りまとめており、合計6件、環境影響評価項目以外のその他が4件となりました。

前回で追加となった事項は、取扱い欄に「3月18日」と記載しております。

前回で追加となった項目は、11ページの「大気汚染」番号1、同ページの「騒音・振動」番号1、12ページの「風環境」番号1、2、14ページの「その他（工事間調整）」番号1、「その他（温室効果ガス）」番号1となります。

要約して内容を御説明いたします。

「大気汚染」に関しては、番号1として、「二酸化窒素の予測が環境基準を超えているが、どのように考えているか」との質問がありました。事業者からは、「予測上、建設機械がフル稼働するというような条件で予測しているため、騒音・振動と同様、工事に先立ち、効率的な稼働等に配慮し、低減に努めたい」との回答がありました。

この回答に対し、「地区に応じてバックグラウンドがかなり影響してしまうので仕方ない部分もあるが、寄与率に対して騒音・振動で話が合ったように、大気に関しても影響が大きい部分を検討し、例えば条件設定等で、どうしたら寄与が少なくて済むのかといった検討もするよう」助言がありました。

「騒音・振動」に関しては、番号1として、「2月16日に議論したこととして書かれている環境保全の措置以外に、具体的な措置を記載するように」との助言に対し、「ジャイアントブレーカーもどうしても使わなければいけないときには使用するが、他の建設機械で可能であるならば、そちらも使用することを検討した上で、実際に施工したい」との回答が事業者からありました。

「風環境」に関しては、2つありまして、1つ目は、番号1として、「計画建物の建設による計画地周辺の風環境が、建設前と比較すると領域Cが増加している。オフィス街ということで、許容範囲という解釈であるが、強い風が多くなるというのは好ましくないので、風環境に与える影響の低減に極力努め、事後調査において確認し、もし必要となればさらなる対策を講じるように」との意見に対し、「領域Cの地点が数地点増加する。配慮としては、昭和

通り側、ピロティーの歩行者空間を設け、歩行者が風環境としてはいいところを歩行できるといったことにも配慮しながら計画を進めている」との事業者回答がありました。

2 つ目は、番号 2 として、将来的には首都高高架の形状が変わることによる影響について質疑が交わされました。事業者からは、「事業が完了した時点で、まだ首都高の高架は残っているため、高架がある状況で検討している」との回答があり、委員からは、「事業完了後、首都高の状況がまた変わると、風が弱かったところがさらに強くなるという可能性もあるため、できるだけ先々のことも考えた配慮を検討するよう」助言がありました。

「その他」として、他の事業による工事間の調整、温室効果ガスについて質疑応答がそれぞれありました。

前回で「総括審議事項」に取り上げるとしたものには、右の欄の取扱いに、「総括審議事項へ」と記載しております。

11 ページの「大気汚染」番号 1、同ページの「騒音・振動」番号 1、12 ページの「風環境」番号 1、以上 3 つが総括審議事項となっております。

3 つの総括審議事項について御説明いたします。

1 つ目の「大気汚染」番号 1 についてです。工事中の二酸化窒素の予測が環境基準を超えていることについて、寄与率に対して影響が大きい部分について検討することに対し質疑が行われました。事業者からは、「工事に先立ち寄与率の減少対策等、効率的な稼働等に配慮し、低減に努めたい」旨の回答がありました。

2 つ目の 11 ページの「騒音・振動」番号 1 についてです。建設工事期間の最大振動レベルは一応基準を下回るということだが、建設機械の振動レベルがこれだけ高いことに対し、改善の余地等について質疑が行われました。

事業者からは、「工事着手前には詳細な施工計画を再度練り、効率的な建設機械の配置や稼働などにより、さらなる低減に努めたい」と回答がありました。

3 つ目の 12 ページの「風環境」番号 1 についてです。計画建物の建設による計画地周辺の風環境が、建設前と比較すると領域 C が増加していることについて質疑が行われ、事業者からは、「昭和通り側、ピロティーの歩行者空間を設け、歩行者が風環境としてはいいところを歩行できるといったことにも配慮しながら計画を進めている」との回答がありました。

説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございました。

それでは、まず資料 2-1 の前回の質疑応答について、修正等がございましたらお願いいた

します。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 御説明ありがとうございました。

「騒音・振動」のところで、私、振動の規制値に非常に近いということで、E地区付近の建設機械の振動について、特にコメントを申し上げましたが、もう一つ忘れていたのですが周辺の道路の予測の中で、「工事用車両に伴う影響」というものも、わずかですが入ってくるものが予想されます。

既に現状の環境基準にぎりぎりの状態、もしくは、超えているところもありますので、この点についても注視していただきたいということ。できれば、これも総括審議事項に加えていただければということで、ここに修正意見を述べたいと思います。よろしくお願いします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいま、廣江委員から「騒音・振動」に関してご意見を上げていただきましたが、その件に関して、または、ほかにご発言がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 池本です。前回意見をさせていただいたことを代表してですが、悪影響側の条件で予測したから影響が大きく出ていて、環境基準も超えていたりそれに近い値であるというので、対策としては、保全措置を講じるといった御回答だったと思います。

環境影響評価でせっかく定量的に予測しているのに、そのあとの対策の検討が、定量的になされないというのはちょっと違和感がありますので、できれば環境影響評価書案に対する意見ということですので、環境影響評価書の作成に向けては、影響を最小化するための条件について、やはり定量的に予測することを求めるような意見がいいのかなと考えますが、いかがでしょうか。

○宮越部会長 ありがとうございます。

池本委員、今のご意見ですが、具体的には、全体に対してでしょうか。大気汚染に関してでしょうか。

○池本委員 廣江先生のご意見もお伺いしたいのですが、「騒音・振動が基準を下回ってはいえるが」というようなお話の中でしたので、該当するのであれば、そこでも同じように適用される話なのかなと思いました。

そのあたりは、項目の担当の先生の御意見を尊重していただいてとは思いますが、私の

立場からはそのようなことを感じたので、御意見をいただければと思いました。

○宮越部会長 ありがとうございます。

日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 今の意見は、もちろん、ごもっともだと思います。

今回のケースでは、明らかに環境基準を超えていて、寄与率も高いので、きちんと対策をしないといけないと思いますし、それに対する説明が、どの説明でも毎回、「こういうふうにして徹底してやります」ということは述べられていますが、確かに、「やったらどれぐらい定量的に下がるか」ということまでは、なかなか回答がないのが一般的かなと思います。

もちろん、回答できたほうがいいと思いますが、このような大気汚染の場合は、「プルームモデル」みたいなもので、大体予測するのですが、それだと、「こういう対策をしたから、これぐらい下がります」というのは、なかなかエスティメーションは難しいと思われる。

なので、効率的に稼働するというときに、「フル稼働に比べて効率的にやると、どれぐらいインベントリーの排出が下がるのか」ということを見積もってもらって、「その分どれだけ下がるか」という予測をすとか、それぐらいはできるかもしれないので、この対策のやり方をもう少し具体的に数値を書くとか、それに対する想定される影響の低下率みたいなものを示す。

そんなところでやってもらえればと思いますが、非常に細かいところは難しいのではないかと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 ありがとうございます。

池本委員の意見は全くそのとおりだと思います。いろいろな条件で予測されていることに対して、環境対策に書かれていること以外を求めても、「効率的に考えます」とか、かなり漠然とした答えが返ってくることが多いです。

音の予測というのは、ちょっとあいまいな部分はあるのですが、基本的には発生源の大きさと観測点までの距離で決まる予測がほとんどですので、そういう意味では、例えば、具体的に「何デシベル下がる」という予測ができるのであれば、予測をしていただきたいですが、できないのであれば、特に音源のパワーの強いもの同士がぶつからない計画とかというのを具体的に示す。あるいは、それに向けてきちんと方策を立てるとかして、漠然とした中にも数量的なものを少し入れていただくだけでも、「何について取り組んでいただけるのか」とい

う予想がつきますので、ただ“やります発言”ではない、何かしらこちらからも見えるような発言になりますので、池本委員の御意見に大変賛成いたします。

ちょっとコメント的になりましたが、以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、今の池本委員、日下委員、廣江委員から御意見をいただきましたが、その件に関しまして、事業者とのやり取りを含めまして、事務局のほうで何かコメントはございますか。

○下間アセスメント担当課長 事務局からですが、先生方の意見についても、今回、総括審議の中に、議事録としてもコメントとして残りますので、コメントとして記録した上で、その定量的なことについて、次の評価書に向けた作成の際、今回の総括審議の意見とともに、コメントとして事業者に対してお伝えして、対応できたらと考えております。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から対応について御提案いただきましたが、委員の皆様、このような対応でよろしいでしょうか。御意見はございますでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 ありがとうございます。日下先生、廣江先生、ありがとうございます。

事業者がこの話を聞くと、「やれないことを書いて実際にやれなかったら、あとで責任が生じるとかいったことを心配されるので、やれることしかできないから、書けないだろう」とかいった心配をされると思います。

ただ、「現実的な制約条件の中で、どこまで落とせるか。そこに近づけていく」というところを、定性的な対策として述べるというか、そういうようなイメージでいいのかなと思っています。

ですので、検討の材料という意味で、あまり「やれないから」とかいったことを考えずに、環境保全の対策の材料としていただくための検討をしていただくのがいいのかなと思っていますので、ぜひお願いします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 全く同意見です。「責任あることしか書けない」ということがあるので、「あまり大風呂敷を広げたくない」ということは、事業者側には確かにあると思うのですが、それでは、具体的なことを本当にやるのかやらないのか分からない。

「取り組めるとしたら、こういうことに取り組めるが、可能な範囲で」という方針の中で、

数量的なものが見えるということが、今回は大切だと思いますので、ぜひそのような形で伝えていただければと思います。よろしくお願いします。

○宮越部会長 ありがとうございます。事務局から事業者の方にきちんとお伝えください。よろしくお願いいたします。

では、ほかに御意見、御発言はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、先ほど廣江委員より御提案いただいた騒音に関する事項も含めまして追加の上、総括審議に移りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から資料の説明をいたします。資料 2-2 を御覧ください。

資料 2-2 は、環境影響評価書案について、第 1 として、部会での審議経過、第 2 として審議結果を記載しております。

環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

それでは、15 ページ及び 16 ページの資料 2-2、「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価書案について」を御覧ください。

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 9 月 28 日に、「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については御覧のとおりまとめてございます。なお、「都民の意見を聴く会」は都民からの意見書の提出がなかったため開催されませんでした。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、概ね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が一定程度認められ、環境基準を超えることから、事業の実施に当たっては環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

これについては、先ほど廣江委員から意見がありましたので、改めて総括審議事項に挙げました。

1. 工事用車両による騒音の増加はわずかであるが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、現況においても環境基準を上回る地点があることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

2. 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、評価の指標としている値と同値またはわずかに下回る値であることから、これらに対する環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う振動（「騒音」と朗読）の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のための措置として、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策を行うとしているが、現況からの変化は一定程度生じることから、さらに風環境に与える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じてさらなる対策を講じること。

資料の説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御発言等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議を終了します。ただいま説明いただいた内容で、次回の総会に報告させていただきます。ありがとうございます。

○宮越部会長 最後に「その他」ですが、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、これをもちまして第二部会を終わります。皆様大変ありがとうございました。

傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して退出してください。

（傍聴人退室）

（午後 4 時 19 分閉会）